様式第５（第57条関係）

［略］

備考　１　この証票の文字は読みやすい大きさとすること。

２　［略］

様式第４（第25条関係）

［略］

備考　１　この証票の大きさは縦30ミリメートル、横45ミリメートル以上とすること。

２　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第六百六十号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十四条第二項第四号の規定に基づき、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示（昭和五十八年運輸省告示第五百七十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月三十日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後

別表第18　搭乗者が身につけ、携帯し、又は携行する物件（第27条関係）

品　名	受託手荷物	持込み手荷物		一人当たりの最大許容質量・容量・個数	備　考
		携帯する手荷物	身につける手荷物		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
リチウム電池を内蔵した携帯型電子機器（電池を内蔵した携帯型電子喫煙機器及び自動体外式除細動器（ＡＥＤ）その他のリチウム電池を内蔵した携帯型の医療電子機器を除く。）	○	○	○	—	１）当該物件は、自らが使用するものに限る。 ２）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。 ３）リチウム電池のうち、リチウム金属電池にあっては、リチウム含有量が２ｇ以下、リチウムイオン電池にあっては、ワット時定格量が100Wh以下のものであること。 ４）電子機器を受託手荷物として輸送する場合は、次の要件に該当すること。 ア）不測の作動を防止するように措置するとともに、損傷しないように保護すること。 イ）電源を切ること。
短絡を生じないように個々に保護された予備のリチウム電池（他の電子機器に電力を供給する目的のものを含む。）	×	○	○		

改　正　前

別表第18　搭乗者が身につけ、携帯し、又は携行する物件（第27条関係）

品　名	受託手荷物	持込み手荷物		一人当たりの最大許容質量・容量・個数	備　考
		携帯する手荷物	身につける手荷物		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
リチウム電池を内蔵した携帯型電子機器（電池を内蔵した携帯型電子喫煙機器及び自動体外式除細動器（ＡＥＤ）その他のリチウム電池を内蔵した携帯型の医療電子機器を除く。）	○	○	○	—	１）当該物件は、自らが使用するものに限る。 ２）単電池及び組電池は、国連試験基準マニュアルのそれぞれの試験要件を満たしていることが示された型式のものであること。 ３）リチウム電池のうち、リチウム金属電池にあっては、リチウム含有量が２ｇ以下、リチウムイオン電池にあっては、ワット時定格量が100Wh以下のものであること。 ４）電子機器を受託手荷物として輸送する場合は、不測の作動を防止するように措置すること。 （新設） （新設）
短絡を生じないように個々に保護された予備のリチウム電池（他の電子機器に電力を供給する目的のものを含む。）	×	○	○		